

最高裁定義「肖像・パブリシティ権」についての考察

ピンク・レディー損害賠償請求上告審訴訟棄却の中で

著作権委員会

パブリシティ権とは

今日まで、日本の法律には人物の肖像権を権利として明確に定めた規定は存在していなかった。「パブリシティ権」は、もともと米国で発展した概念で、日本では昭和51年以降、地裁、高裁での肖像権侵害訴訟などの場合、民法709条、不法行為に関する法律などを援用し判断の積み重ねによって判例上認められるようになってきた。地裁、高裁段階でも肖像を目的に利益を得ることを目的とした無断使用の場合に、権利侵害が認められる例が多かったが、法の規定がないうえにその線引きが難しい側面があった。

自然人は、もともとその人格権に基づき、正当な理由なく、その氏名、肖像を第三者に使用されない権利プライバシー権を有することができることとされ、著名人にある場合は、その氏名、肖像を商品の当該宣伝広告に使用したり、商品に付したりすることにより、商品の宣伝・販売促進上の効果があることは一般によく知られていることである。このように著名人の氏名、肖像は著名人を象徴する個人識別情報として、それ自体が顧客吸引力を備えるものであり、一個の独立した経済的利益ないし価値を有するものである点において一般人とは異なるものであるとされてきた。この氏名、肖像から生じる経済的利益ないし価値を排他的に支配する権利を「パブリシティ権」ということもできる、として明確な定義はされていなかった。

物のパブリシティ権否定

これまで最高裁判例としては、著名人の肖像に関するモノは過去になかったが、競走馬の名前に関して平成16年2月13日判決「ギャロップレーサー事件」があり、この事件については、最高裁は人と違って、「物のパブリシティ権」については、人格権を根拠にできないとしてパブリシティ権を認めなかった。

しかし、この「ギャロップレーサー事件」に関する裁判進行過程では、平成12年、平成13年の名古屋地裁、高裁判決では競走馬の馬名についてパブリシティ権を認め、パブリシティ権に基づく損害賠償請求を認容した経緯がある。

また、同じ競走馬の馬名について、平成13年8月27日、14年9月12日東京地裁・高裁での「ダービースタリオン事件」判決では、競走馬のパブリシティ権について、その馬名・形態から想起される競走馬としての顧客吸引力を利用して商品を

製作し、あるいは、対価を得てその商品化を許諾するなど、経済的利益ないし価値を排他的に支配する財産的権利である、いわゆるパブリシティ権を占有するものであり、パブリシティ権の本質は顧客吸引力にあるから競走馬という物であっても、パブリシティ権が生じうとの主張に対し、著名人のパブリシティ権は、もともと人格権に根ざすものと解すべきであるから、競走馬という物について、氏名権、肖像権ないしはパブリシティ権を認めることはできないことは明らかであるとして控訴を棄却した。

かつて日本では、パブリシティは、「人に備わっている顧客吸引力を中核とする経済的な価値を保護する権利のことをいい、プライバシー権、肖像権と同様に人格権に根ざした権利」と解釈されてきた。

タレントのパブリシティ権・地裁、高裁で判断の違い

「おニャン子クラブ事件」(東京高裁、1991年9月26日)東京地裁では、芸能人の氏名・肖像は人格的権利を有するとしたが、控訴審(東京高裁)はこの点を取り消し、その氏名・肖像は「顧客吸引力を持つ経済的利益や価値を排他的に支配する財産的権利を有するものと認めるのが相当」と財産的価値を認め、判断の基準が異なった判例。

平成24年2月2日、ピンク・レディー事件 最高裁パブリシティ権認定の意義

平成24年2月2日、今回のピンク・レディー事件最高裁判決の意義は、第一に、最高裁判所第一小法廷(桜井龍子裁判長)は、「ピンク・レディー事件」において、人の「パブリシティ権」を、権利として認め定義した。このことは、明確な法規定や過去に最高裁判例がなかった点などをみれば、今後の著名人の肖像パブリシティ権に関する訴訟などの基準とされるであろうと思われる。

第二に、新聞、雑誌などの紙媒体に及ぶことが明確になり、Web上に対する点には言及していないこと。第三に、パブリシティ権は、「人格権に由来する」とした点にあること。

ピンク・レディー事件損害賠償上告棄却

『女性自身』(光文社)が2007年2月27日号の記事に、過去に撮影したピンク・レディーのステージ写真など14枚を

掲載したものに對し、ピンク・レディー側が、無断使用によるパブリシティ権侵害であると発行元の光文社に372万円の賠償を求めた訴訟。

最高裁第一小法廷(桜井龍子裁判長)は、「著名人らの氏名や肖像は、顧客を引きつけて商品の販売を促進する場合があります、これを独占的に利用できる権利はパブリシティ権として保護できる」との初の判断を示した。

その上で、今回のケースは、「同誌記事は、白黒の小さな写真をダイエット法の解説記事を補足する目的で使用しており、ピンク・レディーの顧客吸引力の利用が目的ではない」として、上告を棄却、敗訴の一、二審判決が確定した。(裁判官全員一致)

【解説】

これまで我が国には、肖像権としての明確な法規定がなく、肖像権侵害などの判例によってケースバイケースで対応されてきた。

過去の下級審での、「パブリシティ権」に関する判決は、1976年の「マーク・レスター事件」(東京地裁)、1989年の「光GENJI事件」(東京地裁)、1991年の「おニャン子クラブ事件」(東京高裁)などがあり、概ね著名人の勝訴、損害賠償が認められたケースが多い。

今回、最高裁は、パブリシティ権の認定と定義をした上で、パブリシティ権の侵害は許されないとする一方、「著名人は、社会の耳目を集めやすく、時事報道や論説、創作物など正当な表現行為で氏名や肖像を使われるのは一定程度、受忍すべき場合もある」と指摘、「表現の自由」についても一定の配慮をした内容となっている。

最高裁が示した「パブリシティ権」の定義

人の氏名、肖像(写真など)は個人の人格の象徴であり、人格権に由来するものとしてみだりに利用されない権利を有する。肖像は商品の販売などを促進する顧客吸引力(客を引きつける力)を有する場合があります、このような顧客吸引力を排他的に利用する権利をパブリシティ権という。

最高裁がパブリシティ権侵害となると例示した、3つの類型。

- ①プロマイドやグラビアなど、写真自体を鑑賞する商品
- ②キャラクター商品など、商品の差別化を図る目的で写真などを付ける
- ③写真を商品広告に使用

著名人も一般人も正当な理由なく、その氏名・肖像を第三者に使用されない権利を有する点において差異はない。1970年代以降、芸能人やスポーツ選手の写真を無断で本やグッズにして売るビジネスが横行し、告訴が続くようになった。

そのような肖像権侵害に対する下級審裁判で、著名人には、「その氏名や肖像には商品の販売などを促進する顧客吸引力がある」として、財産的価値の「パブリシティ権」を認めてきた経緯があるが、明確な根拠や法律の成文のない状態が続いていた。

今回最高裁は、「パブリシティ権」を初めて明確に定義付け、侵害の基準を示した。ただし、この事案の対象はあくまでも紙媒体を対象とした判断であり、ソーシャルネットワーク時代となった今日、インターネット上での写真や画像についてどのような影響がおよぶのか、時代の推移の中で注意深く見守っていく必要がある。

(記/常務理事、著作権担当 山口勝廣)

以下に「ピンク・レディー事件」最高裁上告審判決内容について判例実務情報(国内)一覽を参考に記載しておきます。

(判決文)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120202111145.pdf>

判例実務情報(国内)一覽
PRECEDENT & PRACTICE (DOMESTIC)

(最高裁、パブリシティ権)「ピンク・レディー」を結成していた芸能人のパブリシティ権に関する最高裁判例平成21(受)2056
Date.2012年2月3日

「パブリシティ権に関わるとされた過去の裁判例」

- マーク・レスター事件 (東京地裁昭和51年6月29日)
- 俳優藤岡弘事件 (富山地裁昭和61年10月31日)
- 光GENJI事件 (東京地裁平成元年9月27日)
- おニャン子クラブ事件控訴審判決 (東京高裁平成3年9月26日)
- 加勢大周事件 (東京地裁平成4年3月30日)
- キング・クリムゾン事件控訴審判決 (東京高裁平成11年2月24日)
- 中田英寿事件 (東京地裁平成12年2月29日)
- ギャロップレーサー事件控訴審判決 (名古屋高裁平成13年3月8日)
- ダービースタリオン事件控訴審判決 (東京高裁平成14年9月12日)
- ギャロップレーサー事件上告審判決 (最高裁平成16年2月13日)
- 矢沢永吉事件判決 (東京地裁平成17年6月14日)
- アット・ブカ事件判決 (東京地裁平成17年8月31日)
- 長嶋一茂事件 (東京地裁平成17年3月31日)
- ブカスベシヤル7控訴審判決 (東京高裁平成18年4月26日)
- プロ野球選手33名の控訴審判決 (知財高裁平成20年2月25日)
- ピンク・レディー事件 (知財高裁平成21年8月27日)
- ベ・ヨンジュン事件 (東京地裁平成22年10月21日)
- ピンク・レディー最高裁判決 (平成24年2月2日) 等

<参考文献資料>

『勝手に撮るな!肖像権がある!増補版』青弓社 2006年 村上孝止
『肖像権』改訂新版 大田出版 2011年 大家重夫
特許実務日記 Web 弁理士 中島重雄
『スナップ写真のルールとマナー』朝日新聞社 2007年 日本写真家協会
『撮る自由-肖像権の霧を晴らす』本の泉社 2009年 丹野 章
『Q&A著作権法』青林書院 2011年 鈴木基宏
『デザイナーのための著作権ガイド』パイ インターナショナル 2010年